

定めようとする命令等の題名

原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイド

根拠法令等

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
- ・核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号）
- ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）
- ・研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号）
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）
- ・使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号）
- ・使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）
- ・核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 47 号）
- ・核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）等

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）

問合わせ先（所管府省・部局名等）

原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ核セキュリティ部門
電話番号：03-3581-3352（代表）

命令等の公布日

別途決裁中である運用ガイド改正の決裁後速やかに公布

結果の公示日

上記運用ガイド改正の決裁及び本決済後速やかに公示

行政手続法第 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合にはその旨及びその理由

本件は、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）の一部改正（令和 2 年原子力規制委員会規則第 12 号）に伴い、本ガイドで引用

している条番号の整理を行うものであり、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第8号に基づく行政手続法施行令(平成6年政令第265号)第4条第2項第1号に定める事項に該当するため、意見公募手続は実施しないこととしました。